

【第 1 問】

《問 1》 3

【国民年金（遺族基礎年金）】

支給要件	被保険者または老齢基礎年金の受給資格期間が25年以上ある者が死亡したとき。 (死亡日の前日において保険料納付済期間が加入期間の 3 分の 2 以上あること。または、死亡日の属する月の前々月までの 1 年間に保険料の滞納がないこと。)
対象者	死亡した者によって生計を維持されていた (1) 子のある配偶者 (2) 子 ※年金法上の子
年金額 (2022年度)	777,800円+子の加算 ※子の加算 第 1 子・第 2 子：各223,800円 第 3 子以降：各74,600円

遺族基礎年金は、18歳到達年度末日（3月31日）までの子のある配偶者に支給される。設例から A さんの死亡時点において長男 C さん（10歳）と二男さん D（6歳）がいるため、妻 B さんには子 2 人の加算額を含む遺族基礎年金が支給される。

∴遺族基礎年金の年金額＝777,800円＋223,800円＋223,800円＝1,225,400円

《問2》 2

「遺族厚生年金の額は、原則として、Aさんの厚生年金保険の被保険者記録を基礎として計算した老齢厚生年金の報酬比例部分の額の(① 4分の3)相当額となります。ただし、Aさんの場合、その計算の基礎となる被保険者期間の月数が(② 300)月に満たないため、(② 300)月とみなして年金額が計算されます。

また、二男Dさんの18歳到達年度の末日が終了し、妻Bさんの有する遺族基礎年金の受給権が消滅したときは、妻Bさんが65歳に達するまでの間、妻Bさんに支給される遺族厚生年金に(③ 中高齢寡婦加算)が加算されます」

<解説>

遺族厚生年金は、厚生年金の被保険者が死亡した場合に、その者によって生計を維持されている一定の遺族に支給される。遺族厚生年金の額は、老齢厚生年金の報酬比例部分を計算した額の4分の3に相当する。遺族厚生年金の計算上、厚生年金被保険者期間が300月未満の場合に300月とみなして計算される。

また、中高齢寡婦加算は、「夫の死亡当時40歳以上65歳未満の子のない妻」、もしくは「子のある妻の場合、妻が40歳以上65歳未満で遺族基礎年金を受給できない期間」に加算されるものである。二男Dさんが18歳到達年度の末日になると遺族基礎年金の支給が打ち切られるため、その時点で49歳の妻Bさんが65歳に達するまでの間は中高齢寡婦加算が遺族厚生年金に加算される。

《問3》 3

「介護保険の被保険者が保険給付を受けるためには、市町村（特別区を含む）から要介護・要支援認定を受ける必要があります。介護保険の被保険者は、(① 65歳)以上の第1号被保険者と40歳以上(① 65歳)未満の医療保険加入者である第2号被保険者に区分されます。介護保険の第2号被保険者は、(② 特定疾病が原因で)要介護状態または要支援状態となった場合に保険給付を受けることができます。

介護保険の第2号被保険者が介護給付を受けた場合、原則として、実際にかかった費用（食費、居住費等を除く）の(③ 1割)を自己負担する必要があります」

<解説>

被保険者は、市町村または特別区の区域内に住所を有する40歳以上の人である。第1号被保険者は65歳以上の人、第2号被保険者は40歳以上65歳未満の医療保険加入者である。

	第1号被保険者	第2号被保険者
被保険者	市区町村に住所を有する65歳以上の人	市区町村に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者
保 険 料	市区町村が保険料を徴収します。所得段階別定額保険料となっている。 ※保険料は市区町村により異なる。 ※年金受給者は、原則として年金から天引き（特別徴収）される。	40歳になった月から、医療保険者が医療保険料に上乗せして徴収開始。
受給権者	要介護者・要支援者	加齢による15の特定疾病または末期がんにより、要介護者・要支援者となった者のみ
自己負担	原則 <u>1割</u> （食費と施設での居住費は全額利用者負担）※	

※【介護給付の自己負担割合】

- 第2号被保険者および住民税が非課税の人などは所得に関わらず 1割負担
- 第1号被保険者場合の自己負担割合は、1～3割

<65歳以上一人暮らしの自己負担割合>

- ・ 年金収入とその他の合計所得金額340万円以上の人：3割負担
- ・ 年金収入とその他の合計所得金額280万円以上の人：2割負担

<65歳以上夫婦の自己負担割合>

- ・ 年金収入とその他の合計所得金額463万円以上の人：3割負担
- ・ 年金収入とその他の合計所得金額346万円以上の人：2割負担

【第2問】

《問4》 1

1) 適切。

X社株式のP E Rは、15倍である。株価の相対的な割高・割安を判断する指標として、P E Rがある。P E Rが低い値であるほど割安と判断される。

$$1 \text{ 株当たりの純利益} = \frac{\text{当期純利益}}{\text{発行済株式数}}$$

$$X \text{ 社株式の } 1 \text{ 株当たりの純利益} = \frac{120 \text{ 億円}}{1 \text{ 億株}} = 120 \text{ 円}$$

$$P E R \text{ (株価収益率)} = \frac{\text{株価}}{1 \text{ 株当たり純利益}}$$

$$X \text{ 社株式の } P E R = \frac{1,800 \text{ 円}}{120 \text{ 円}} = \underline{15 \text{ 倍}}$$

2) 不適切。

X社のR O E（自己資本利益率）は、8 %である。投資家が投下した資本に対し、企業がどれだけの利益を上げているかを表す指標である。R O Eの数値が低いほど資産の効率的な活用がなされていないと判断される。

$$R O E \text{ (自己資本利益率)} \% = \frac{\text{当期純利益}}{\text{自己資本}} \times 100$$

$$X \text{ 社の } R O E \text{ (自己資本利益率)} = \frac{120 \text{ 億円}}{1,500 \text{ 億円}} \times 100 = \underline{8 \%}$$

3) 不適切。

X社の配当性向（利益還元率）は、30 %である。株主への利益還元の度合いを測る指標として、配当性向がある。一般に、配当性向が高いほど、株主への利益還元の度合いが高いと判断される。

$$\text{配当性向} (\%) = \frac{1 \text{ 株当たり配当額}}{1 \text{ 株当たり当期純利益}} \times 100$$

または

$$\text{配当性向} (\%) = \frac{\text{年間配当金総額}}{\text{当期純利益}} \times 100$$

$$X \text{ 社株式の配当性向} (\%) = \frac{36 \text{ 億円}}{120 \text{ 億円}} \times 100 = \underline{30 \%}$$

なお、選択肢文中にある2 %は、配当利回りの数値である。

《問5》 2

1) 適切。

成行注文は、希望する銘柄、「買い」または「売り」、数量を指定して注文する方法であり、希望価格は明示しない。

【証券取引所における株式の売買において優先順位】

- ① 成行注文優先 成行注文>指値注文
- ② 価格優先 買い注文の場合：高>安、売り注文の場合：安>高
- ③ 時間優先 注文受付が早い>注文受付が遅い

2) 不適切。

売買成立（約定日）から起算して3営業日目に決済（受渡し）を行うため、利益確定日が2022年11月30日（水）になるためには、権利付き最終日の2022年11月28日（月）までにX社株式を買付約定（購入）しておく必要がある。そうすると、次の期末配当を受け取ることができる。

3) 適切。

特定口座（源泉徴収あり）でX社株式を株価1,800円で100株購入し、同年中に株価2,000円で全株売却した場合、その他の取引や手数料等を考慮しなければ、売買益2万円※に対して、所得税および復興特別所得税と住民税の合計で20.315%相当額が源泉徴収等される。確定申告しないことも選択できる。

※2万円＝（2,000円－1,800円）×100株

《問6》 3

1) 適切。

「購入時手数料：なし」である。購入時手数料を徴収しない投資信託は、ノーロードファンドと呼ばれている。

2) 適切。

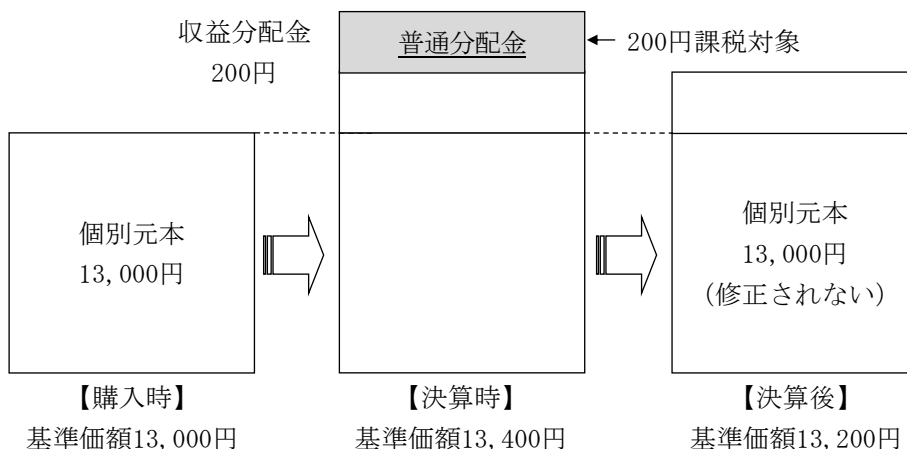
「運用管理費用（信託報酬）：0.187%（税込）」である。運用管理費用（信託報酬）は、投資信託の運用および管理の対価として信託財産の残高から、日々差し引かれる。投資信託を保有している期間、投資家はその費用を負担する。インデックス型投資信託は、アクティブ型投資信託よりも運用管理費用（信託報酬）が低い傾向がある。

投資信託の費用	主な内容
購入時手数料	投資信託の購入時に投資家が販売会社に支払う費用。購入時手数料が徴収されないノーロード型と呼ばれる投資信託もある。
運用管理費用（信託報酬）	運用のための費用や情報開示のための資料作成・発送、資産の保管・管理などの費用として徴収される。信託財産の残高から、日々、差し引かれる。運用会社・販売会社・信託銀行の3者で配分される。
信託財産留保額	投資家間の公平性を保つために、一般的に、解約の際に徴収される。投資信託によっては差し引かれないものもある。換金時にかかるファンドもある。

投資信託を取引する際に投資家が負担する費用は、目論見書などで確認できる。

3) 不適切。

追加型の国内公募株式投資信託の収益分配金は、個別元本方式により課税額が算出される。個別元本方式とは、受益者（投資家）ごとに税法上の元本を把握する方法である。元本超過部分は利益となるため「普通分配金200円」として課税の対象となる。なお、元本の払い戻しとみなされる部分は「元本払戻金（特別分配金）」として非課税になる。



【第3問】

《問7》 1

Aさんの2022年分の所得税における総所得金額

- 給与所得の金額：給与収入金額－給与所得控除額
＝給与収入金額－給与収入金額×10%＋110万円
＝800万円－800万円×10%＋110万円
＝800万円－190万円
＝610万円
- 不動産所得の金額：30万円
- 一時所得の金額：満期保険金額－一時払保険料－特別控除額50万円（上限）
＝320万円－300万円－20万円
＝0円
- ∴ 総所得金額：給与所得の金額＋不動産所得の金額＋一時所得の金額×1/2
＝610万円＋30万円＋0円×1/2
＝640万円

《問8》 1

- i) 「妻Bさんの合計所得金額は48万円以下となりますので、Aさんは配偶者控除の適用を受けることができます。Aさんが適用を受けることができる配偶者控除の額は、(① 38) 万円です」
- ii) 「Aさんが適用を受けることができる扶養控除の額は、(② 63) 万円です」
- iii) 「Aさんが適用を受けることができる基礎控除の額は、(③ 48) 万円です」

<解説>

i) 【配偶者控除の控除額】

納税者本人の合計所得金額	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
900万円以下	<u>38万円</u>	48万円
900万円超 950万円以下	26万円	32万円
950万円超 1,000万円以下	13万円	16万円

控除対象配偶者とは、合計所得金額が1,000万円以下である納税者本人と生計を一にする配偶者（合計所得金額が48万円以下）である。47歳の妻Bは、2022年中に、パートタイマーとして給与収入80万円を得ている。給与所得控除額55万円を給与収入80万円から差し引くと、給与所得は25万円になる。合計所得金額は48万円以下になり、控除対象配偶者である。表より、配偶者控除の額は38万円である。なお、青色事業専従者と事業専従者は対象外。老人控除対象配偶者とは、70歳以上の控除対象配偶者のことである。

ii) 【扶養控除の控除額】

区分		控除額
一般の控除対象扶養親族		38万円
特定扶養親族（19歳以上23歳未満 ^{※1} ）		<u>63万円</u>
老人扶養親族 （70歳以上 ^{※1} ）	同居老親等以外の者	48万円
	同居老親等 ^{※2}	58万円

※1 その年の12月31日現在の年齢

※2 納税者本人又は配偶者の父母・祖父母など

長男Cの2022年中の給与収入はない。年間の合計所得金額が48万円以下（給与のみの場合は給与収入が103万円以下）であることが控除対象扶養親族の条件である。したがって、特定扶養親族として、扶養控除の額は63万円になる。

長女Dは14歳であり、16歳未満であるため控除対象扶養親族ではない。

iii) 所得税における基礎控除の額は、納税者本人の合計所得金額に応じて表のとおりとなる。Aさんの合計所得金額は2,400万円以下であるから基礎控除の控除額は48万円である。

納税者本人の合計所得金額	控除額
2,400万円以下	<u>48万円</u>
2,400万円超 2,450万円以下	32万円
2,450万円超 2,500万円以下	16万円
2,500万円超	0円

《問9》 3

1) 適切。

Aさんが自己と生計を一にする配偶者やその他の親族（長男Cさん）の負担すべき社会保険料を支払った場合には、その支払った金額をAさんの社会保険料控除の対象にできる。

2) 適切。

【必ず確定申告をしなければならない給与所得者】

- 給与の収入金額が2,000万円を超える者
- 給与所得や退職所得以外の所得金額（収入金額から必要経費を控除した後の金額）の合計額が20万円を超える者
- 2か所以上から給与の支払を受けている者 など

3) 不適切。

原則として、所得が生じた翌年の2月16日から3月15日までの間に、納税地（一般的には住所地になる）の所轄税務署長に対して確定申告書を提出しなければならない。確定申告の期限は、3月31日までではない。

【第4問】

《問10》 2

①建築物の建築面積の上限は、建蔽率を用いて求める。防火地域内に耐火建築物を建築する場合、および、準防火地域内に耐火建築物・準耐火建築物を建築する場合に建蔽率は10%緩和される。さらに、甲土地は、特定行政庁が指定する角地であるため、建蔽率は10%緩和される。また、②建築物の延べ面積の上限は、容積率を用いて求める。前面道路の幅員が12m未満の場合、「指定容積率」と「前面道路の幅員×法定乗数」のいずれか小さい数値を容積率として敷地面積に乗じて求める。

① 建蔽率の上限となる建築面積＝敷地面積×建蔽率

$$=500\text{m}^2 \times (60\% + 10\% + 10\%)$$

$$=400\text{m}^2$$

② 容積率の上限となる延べ面積＝敷地面積×容積率

$$=500\text{m}^2 \times 280\%*$$

$$=1,400\text{m}^2$$

$$※7\text{m}(\text{幅員が広い方}) \times 4/10 = 28/10 \Rightarrow 280\% < 300\%(\text{指定容積率}) \therefore 280\%$$

《問11》 1

- i) 「被相続人の居住用家屋およびその敷地を取得した相続人が、その家屋や敷地を譲渡し、本特例の適用を受けた場合、最高(① 3,000)万円の特別控除の適用を受けることができます。本特例の対象となる家屋は、1981年5月31日以前に建築されたもので、マンションなどの区分所有建物登記がされている建物は対象になりません」
- ii) 「本特例の適用を受けるためには、譲渡価額が(② 1億)円以下であること、2023年12月31日までに行われる譲渡で相続開始日から同日以後(③ 3年)を経過する日の属する年の12月31日までに譲渡することなど、所定の要件を満たす必要があります」

<解説>

相続によって取得した空き家を、一人暮らしであった被相続人が死亡した日以後3年を経過した日の属する年の12月31日までに譲渡した場合に、一定の要件の下、その空き家を譲渡して得た利益から最高3,000万円を控除できる。本特例措置の適用期間は、2023年12月31日までである。

● 相続した家屋の要件

- ・ 相続開始の直前において被相続人が一人で居住していた
- ・ 1981年5月31日以前に建築された区分所有建築物以外の建物
- ・ 相続時から売却時まで、事業、貸付、居住の用に供されていない
- ・ 相続により土地及び家屋を取得

● 譲渡する際の要件

- ・ 譲渡価額が1億円以下
- ・ 耐震リフォーム等により譲渡時において耐震基準に適合している家屋、または、相続人が家屋を取壊すこと など

《問12》 3

1) 適切。

事業用定期借地権方式の場合、期間を定めて土地を貸すため、甲土地を手放さずに安定した地代収入を得ることができる。土地の所有権はAさんであり、建物の所有権はX社である。期間満了後、X社は土地を更地にしてAさんに返還することになる。

2) 適切。

事業用定期借地権の設定契約を締結する場合の契約方式は公正証書に限る。

3) 不適切。

事業用定期借地権方式により、Aさんが甲土地をX社に賃貸した後に亡くなったとする。相続税の課税価格の計算上、甲土地は貸宅地として評価されるため、相続税額の軽減効果がある。建物の所有権はX社であるため、甲土地は貸家建付地とはならない。

区分	普通借地権	定 期 借 地 権			
		一般定期借地権	事業用定期借地権		建物譲渡特約付借地権
			短期型 (2項)	長期型 (1項)	
建物利用目的	制限なし	制限なし	専ら事業の用に供する建物に限る (居住用建物は除く)		制限なし
存続期間	30年以上	50年以上	10年以上 30年未満	30年以上 50年未満	30年以上
借地権契約の更新	最初の更新 : 20年以上、 その後 : 10年以上	なし			
借地関係の終了	法定更新がある	期間満了	期間満了		建物所有権が地主に移転したとき
契約方式	制限なし	公正証書等の書面	公正証書に限る		制限なし

【第5問】

《問13》 3

1) 適切。

自筆証書に添付する財産目録については、例外的に、自書しなくてもパソコンで作成しても良い。ただし、財産目録の各頁に署名押印をしなければならない。

2) 適切。

公正証書遺言は、証人2人以上の立会いのもと、遺言者が遺言の趣旨を公証人に口授し、公証人がこれを筆記して作成する。公証人がその原本を厳重に保管する信頼性の高い制度である。なお、自筆証書遺言は、証人が不要であり、単独で作成できる。

種類	自筆証書遺言	公正証書遺言	秘密証書遺言
遺言可能年齢	15歳以上		
証人	不要	2人以上の証人が必要	
家庭裁判所の検認	必要※	不要	必要

※遺言書保管所の保管は不要

3) 不適切。

遺留分権利者になることができるのは、兄弟姉妹を除く法定相続人だけである。したがって、配偶者・子・直系尊属のみである。被相続人の弟Cさんは、法定相続人であるが、遺留分侵害額の請求権を行使することはできない。

《問14》 2

課税遺産総額（課税価格の合計額－遺産に係る基礎控除額）は、1億4,000万円である。

【相続税の総額を求める】

相続税の総額の計算過程においては、実際の遺産の分割割合とは無関係に、相続人が法定相続分に応じて仮に取得したものとして税額を算出する。

設例では、法定相続分は、妻Bさんが $\frac{3}{4}$ 、弟Cさんが $\frac{1}{4}$ となる。

● 法定相続人の法定相続分に応じた各取得金額

・妻Bさん：1億4,000万円 $\times\frac{3}{4}$ =10,500万円

・弟Cさん：1億4,000万円 $\times\frac{1}{4}$ =3,500万円

● 法定相続分に応じた取得金額に係る相続税額（速算表で計算）

・妻Bさん：10,500万円 $\times 40\%$ －1,700万円=2,500万円

・弟Cさん：3,500万円 $\times 20\%$ －200万円=500万円

● 相続税の総額

2,500万円+500万円=3,000万円

《問15》 2

- i) 「Aさんの相続における相続税額の計算上、遺産に係る基礎控除額は、(① 4,200) 万円となります」
- ii) 「妻Bさんが自宅の敷地と建物を相続し、『小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例』の適用を受けた場合、自宅の敷地（相続税評価額5,000万円）について、相続税の課税価格に算入すべき価額は (② 1,000) 万円となります」
- iii) 「『配偶者に対する相続税額の軽減』の適用を受けた場合、妻Bさんが相続により取得した財産の金額が、配偶者の法定相続分相当額と1億6,000万円とのいずれか (③ 多い) 金額までであれば、納付すべき相続税額は算出されません」

<解説>

- i) 法定相続人の数は、配偶者の妻Bと弟Cの計2人である。

相続税の計算における遺産に係る基礎控除額は、「3,000万円＋600万円×法定相続人の数（2人）」の算式により算出する。したがって、4,200万円となる。

- ii) 自宅敷地（240㎡・5,000万円）の相続税評価は330㎡限度に80％評価減になるため、20％評価となる。したがって、相続税の課税価格に算入すべき価額は、1,000万円*となる。

※自宅の相続税評価額＝5,000万円×（1－0.8）

＝1,000万円

【小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例】

宅地の区分		限度面積	減額割合
居住用	特定居住用宅地	330㎡	80％
	特定事業用宅地	400㎡	80％
事業用	特定同族会社事業用宅地		
貸付事業用宅地（貸付用不動産の宅地）		200㎡	50％

- iii) 「配偶者に対する相続税額の軽減」とは、実際に取得した正味の遺産額が、次の金額のどちらか多い金額までは配偶者に相続税はかからない制度のこと。適用して相続税がゼロになる場合でも、相続税の申告書は提出する必要がある。

- 配偶者の法定相続分相当額
- 1億6千万円